

令和 7 年 4 月 4 日  
消 防 庁

## 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令及び消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募

消防庁は、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令及び消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等について、令和7年4月5日（土）から令和7年5月9日（金）までの間、意見を公募します。

### 1 改正内容

一定の消防の用に供する機械器具又は設備（以下「消防の用に供する機械器具等」という。）においては、消防法（昭和23年法律第186号）第21条の2及び第21条の16の2の規定に基づき、同各条の規定による表示が付されているものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列してはならず、また、その設置、変更又は修理の請負に係る工事に使用してはならないこととされています。

本改正では、これまで新たに開発された消防の用に供する機械器具等について、基準の特例を適用して設置されてきた実績を踏まえ、基準の特例を要しないようにする等の改正を行うため、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第2号）、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）、消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第22号）及び消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）等について、所要の改正を行うこととしています。

また、本改正では、リチウムイオン蓄電池設備を常用・非常用兼用として設置することができるよう、蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第2号）及び消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年消防庁告示第14号）について、所要の改正を行うこととしています。

なお、概要については、別紙2を御覧ください。

### 2 意見公募対象及び意見公募要領

- 意見公募対象（別紙3から7まで参照）
  - ・ 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令及び消防法施行規則の一部を改正する省令（案）
  - ・ 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（案）
  - ・ 消防用ホースの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（案）
  - ・ 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（案）
  - ・ 蓄電池設備の基準及び消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）
- 意見公募要領の詳細については、別紙1を御覧ください。

### 3 意見公募の期限

令和7年5月9日（金）（必着）（郵送についても、締切日に必着とします。）

なお、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令及び消防法施行規則の一部を改正する省令(案)、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令(案)、消防用ホースの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令(案)及び消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令(案)の改正内容については、WTO/TBT 協定に基づき、WTO 事務局に対し TBT 通報を行い、令和 7 年 3 月 5 日(水)から令和 7 年 5 月 4 日(日)までの間、WTO 加盟国からのコメントを受け付けています。

#### 4 規制の事前評価

閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令及び消防法施行規則の一部を改正する省令(案)、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令(案)、消防用ホースの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令(案)及び消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令(案)については、意見募集に先立ち、総務省において規制の事前評価を実施しております(別紙 8 参照)。

#### 5 今後の予定

意見公募の結果を踏まえ、当該省令等を公布する予定です。



(事務連絡先)

消防庁予防課 高木補佐、松下

TEL 03-5253-7523 (直通)

E-mail: yobo\_atmark\_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

- ・ 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令及び消防法施行規則の一部を改正する省令（案）
- ・ 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（案）
- ・ 消防用ホースの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（案）
- ・ 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（案）
- ・ 蓄電池設備の基準及び消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）

### 2 意見公募の趣旨・目的・背景

一定の消防の用に供する機械器具又は設備（以下「消防の用に供する機械器具等」という。）においては、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 21 条の 2 及び第 21 条の 16 の 2 の規定に基づき、同各条の規定による表示が付されているものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列してはならず、また、その設置、変更又は修理の請負に係る工事に使用してはならないこととされています。

本改正では、これまで新たに開発された消防の用に供する機械器具等について、基準の特例を適用して設置されてきた実績を踏まえ、基準の特例を要しないようにする等の改正を行うため、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和 40 年自治省令第 2 号）、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和 61 年自治省令第 24 号）、消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成 25 年総務省令第 22 号）及び消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成 25 年総務省令第 23 号）等について、所要の改正を行うこととしています。

また、本改正では、リチウムイオン蓄電池設備を常用・非常用兼用として設置することができるよう、蓄電池設備の基準（昭和 48 年消防庁告示第 2 号）及び消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和 50 年消防庁告示第 14 号）について、所要の改正を行うこととしています。

### 3 資料入手方法

準備が整い次第 e-Gov (<https://www.e-Gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

#### 4 意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

##### （１）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

##### （２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： yobo\_atmark\_soumu.go.jp

総務省消防庁予防課 あて

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（１）の e-Gov を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

##### （３）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁予防課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD - R、CD - RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャスト

システム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

#### （４）FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7533

総務省消防庁予防課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

### 5 意見提出期間

令和7年4月5日（土）から令和7年5月9日（金）まで（必着）

※郵送についても、締切日に必着とします。

### 6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁予防課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。

- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

**連絡先窓口**

総務省消防庁予防課

担 当：高木、松下

電 話：03-5253-7523

F A X：03-5253-7533

電子メールアドレス：yobo\_atmark\_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。  
メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@（半角に修正してください）に直してください。

## 意見書

令和 年 月 日

総務省消防庁  
予防課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令等の一部を改正する省令(案)」等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見



閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令等の一部を改正する省令  
(案) 等について

消防庁予防課

1. 改正概要

一定の消防の用に供する機械器具又は設備（以下「消防の用に供する機械器具等」という。）においては、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 21 条の 2 及び第 21 条の 16 の 2 の規定に基づき、同各条の規定による表示が付されているものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列してはならず、また、その設置、変更又は修理の請負に係る工事に使用してはならないこととされている。

本改正においては、これまで新たに開発された消防の用に供する機械器具等について、基準の特例を適用して設置されてきた実績を踏まえ、基準の特例を要しないようにする等の改正を行うため、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和 40 年自治省令第 2 号。以下「スプリンクラーヘッド規格省令」という。）、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和 61 年自治省令第 24 号。以下「動力消防ポンプ規格省令」という。）、消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成 25 年総務省令第 22 号。以下「ホース規格省令」という。）及び消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成 25 年総務省令第 23 号。以下「結合金具規格省令」という。）等について、所要の改正を行うこととする。

また、本改正では、リチウムイオン蓄電池設備を常用・非常用兼用として設置することができるよう、蓄電池設備の基準（昭和 48 年消防庁告示第 2 号）及び消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和 50 年消防庁告示第 14 号）について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正内容

第一 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令  
(案)

- (1) 先進事例の一般化【スプリンクラーヘッド規格省令第 3 条の 2 及び第 14 条関係】  
スプリンクラーヘッド規格省令第 16 条の規定に基づき、「基準の特例」で承認してきた以下の先進事例について、今般、一般化してきたことを踏まえ規定の整備を行う。
- 有効散水半径が 2.8m の閉鎖型スプリンクラーヘッド
  - カバーを装着した閉鎖型スプリンクラーヘッド

(2) 国際規格との整合化【スプリンクラーヘッド規格省令第5条の2及び第15条関係】  
国際標準化機構の規格との整合化を図るため、以下の事項について、所要の規定の整備を行う。

- ・ 標示温度の表示を既定色に限らず、数字等で表示する方法も採用する。
- ・ 閉鎖型スプリンクラーヘッドの耐食性向上のため、表面部分にワックスをコーティングする場合の規定を整備する。

## 第二 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（案）

脱炭素化に向けた対応として、動力消防ポンプ省令に、内燃機関を原動力に用いるものに加えて、電動機（モーター）を原動力に用いるもの（内燃機関及び電動機を併せて用いるものを含む。）の規格の整備を行う。【動力消防ポンプ規格省令第2条関係】

## 第三 消防用ホースの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（案）

ホース規格省令第47条の規定に基づき、「基準の特例」で承認してきた以下の先進事例について、今般、一般化してきたことを踏まえ規定の整備を行う。【ホース規格省令第2条関係】

- ・ 呼称150を超える「大量送水用」消防用ホース

## 第四 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（案）

(1) 結合金具規格省令第28条の規定に基づき、「基準の特例」で承認してきた以下の先進事例について、今般、一般化してきたことを踏まえ規定の整備を行う。【結合金具規格省令第2条関係】

- ・ 呼称150を超える「大量送水用」消防用ホースの結合金具

(2) 日本産業規格（JIS）の規格番号等の整合を図る。

## 第五 蓄電池設備の基準及び消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）

(1) 直交変換装置に用いられる半導体素子が指定されている規定中、「絶縁ゲートバイポーラトランジスタ」を、より一般化した「トランジスタ」に改める。【蓄電池設備の基準第二三（八）関係】

(2) 機器点検における蓄電池設備の構成部品である充電装置、逆変換装置及び直交変換

装置について、それぞれ電池種別を限定した規定を削除する。【消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式別表第 25 関係】

(3) 日本産業規格（J I S）の規格番号等の整合を図る。

### 3. 施行期日

公布の日

### 4. 経過措置

改正省令の施行の際に、現に型式承認を受けている閉鎖型スプリンクラーヘッド等に係る型式承認は、改正省令による改正後の規格省令等による型式承認とみなす等、所要の経過措置を設ける。

### 5. スケジュール

【パブリックコメント】令和 7 年 4 月 5 日（土）から 5 月 9 日（金）まで（35 日間）

【 T B T 通 報 】令和 7 年 3 月 5 日（水）から 5 月 4 日（日）まで（60 日間）

【 公 布 】令和 7 年 6 月頃（予定）

## ○総務省令第 号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の二第二項及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十二条第二項の規定に基づき、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令及び消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令及び消防法施行規則の一部を改正する省令

（閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令の一部改正）

第一条 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和四十年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げ

る対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇二 [略]

二〇二 カバー付きヘッド ヘッドにカバーを取り付けたものをいう。

三〇四 [略]

五 標示温度 ヘッドが作動する温度及びカバーが離脱する温度としてあらかじめこれらに表示された温度をいう。

六〇十 [略]

(ヘッドの構造)

第三条 [略]

(カバーの構造)

第三条の二 カバーの構造については、前条第一項第四号の規定を準用するほか、次の各号に適合するものでなければならない。

一 ヘッドが作動する前に確実に離脱し、かつ、ヘッドの感熱体等の分解部分に悪影響を及ぼさないこと。

二 ヘッドに確実に取り付けることができること。

2 作動状態を報知する機能を有するカバーに用いる部品は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 配線は、十分な電気容量を有し、かつ、接続が的確であること。

二 カバーの離脱を報知する信号のための接点(以下「接点」という。)は、腐食するおそれがなく、かつ、その容量は、最大使用電流に耐えること。

三 接点の動作を容易に確認できる措置を講ずること。

(材質)

第四条 ヘッド及びカバーの材質は、次の各号に適合するものでなければならない。

一〇三 [略]

第五条 [略]

2・3 [略]

4 カバーは、第一項の表の上欄に掲げる標示温度の区分に応じ同表下欄に掲げる試験温度又は標示温度より十五度低い温度のいずれか低い温度に三十日間放置した後、機能に異常を生じないものでなければならない。

(ワックスヘッドの強度試験)

第五条の二 ワックスによるコーティングを施したヘッド(第一号において「ワックスヘッド」という。)は、次の各号に適合するものでなければならない。

(定義)

第二条 [同上]

一〇二 [同上]

[新設]

三〇四 [同上]

五 標示温度 ヘッドが作動する温度としてあらかじめヘッドに表示された温度をいう。

六〇十 [同上]

(構造)

第三条 [同上]

[新設]

第四条 ヘッドの材質は、次の各号に適合するものでなければならない。

一〇三 [同上]

(強度試験)

第五条 [同上]

2・3 [同上]

[新設]

[新設]

一 ワックスヘッドを次の表の上欄に掲げる標示温度の区分に応じ同表下欄に掲げる試験温度に九十日間放置した後、ワックスに割れ、剥がれ又は流動が生じないこと。

標 示 温 度 の 区 分	試 験 温 度
五十七度以上七十八度以下	三十八度
七十九度以上百二十度以下	六十六度
百二十一度以上百六十二度以下	百七度
百六十三度以上二百三度以下	百四十九度
二百四度以上二百五十九度以下	百九十一度
二百六十度以上三百一度以下	二百四十六度

二 前号の試験後、第十二条の規定に適合すること。

三 金属又はガラス製で蓋のない円筒容器に、五十ミリリットルのワックス試験片を置き、第一号の表の下欄に掲げる試験温度で加熱器に九十日間放置し、七日ごとに二時間から四時間放冷した場合、ワックスに割れ又は剥がれが生じないこと。

四 前号の試験後、当該試験片の質量は試験前の質量の五パーセントを超えて減少しないこと。

(振動試験)

第九条 ヘッドは、全振幅五ミリメートルで毎分千五百回の振動を三時間加えた後、部品が離脱することがなく、かつ、二・五メガパスカルの圧力を五分開加えても漏水しないものでなければならぬ。

(作動試験)

第十一条 ヘッドを液槽内に入れ、当該ヘッドの標示温度より十度低い温度から温度一度毎分以内の割合で温度上昇させた場合にヘッドの作動する温度の実測値は、その標示温度の九十七パーセントから百三パーセントまで(ガラスバルブを使用しているヘッドにあつては、九十五パーセントから百十五パーセントまで)の範囲内でなければならぬ。

2

カバ付きヘッドを液槽内に入れ、当該カバ付きヘッドの標示温度より十度低い温度から温度一度毎分以内の割合で温度上昇させた場合にヘッドが作動する温度及びカバの離脱する温度の実測値は、当該ヘッド及びカバのそれぞれの標示温度の九十七パーセントから百三パーセントまで(ガラスバルブを使用しているヘッドにあつては、九十五パーセントから百十五パーセントまで)の範囲内でなければならぬ。この場合において、カバに接点を有するものにあつては、離脱時に信号を発生するものでなければならぬ。

(振動試験)

第九条 ヘッドは、全振幅五ミリメートルで毎分千五百回の振動を三時間加えた後、二・五メガパスカルの圧力を五分開加えても漏水しないものでなければならぬ。

(作動試験)

第十一条 ヘッドを液槽内に入れ、当該ヘッドの標示温度より十度低い温度から温度一度毎分以内の割合で温度上昇させた場合にヘッドの作動する温度の実測値は、その標示温度の九十七パーセントから百三パーセントまで(ガラスバルブを使用しているヘッドにあつては、九十五パーセントから百十五パーセントまで)の範囲内でなければならぬ。

〔新設〕

3] 4] 3] 略] 略]

(感度試験)

第十二条 ヘッドは、次の表の上欄に掲げる標示温度区分及び同表中欄に掲げる種別に応じ、同表下欄に掲げる試験条件で水平気流に投入した場合において、次の式により算出される時間以内で作動するものでなければならない。

〔表略〕

$$t = \tau \times \log_e \left( 1 + \frac{\theta - \theta_r}{\delta} \right)$$

t 作動時間(秒)

τ 時定数(秒) 一種のものにあつては五十(有効散水半径(以下「r」という。)

二・八のものにあつては四十)、二種のものにあつては二百五十

θ ヘッドの標示温度(度)

θr 投入前のヘッドの温度(度)

δ 気流温度と標示温度との差(度)

2] カバー付きヘッドにあつては、前項の試験を行った場合、カバーはヘッドの作動より早く離脱し、カバーに接点を有するものにあつては、離脱した旨の信号を発するものでなければならない。

(散水分布試験)

第十四条 ヘッドの散水分布は、○・一メガバスカルから一メガバスカルまでの範囲の放水圧力で放水した場合、次の各号に適合するものでなければならない。

一 標準型ヘッド(小区画型ヘッドを除く。)は、別図二に示す散水分布試験装置を使用して各採水ますへの散水量を測定した場合において、次のイ及びロに適合するものであること。

イ ヘッドの軸心を中心とする同心円上の各採水ますの採水量の平均値の分布曲線が、r

二・三のものにあつては別図三に、r二・六のものにあつては別図四に、r二・八のものにあつては別図四の二に示す散水分布曲線より上にあること。

ロ 全放水量の六十パーセント以上が、r二・三のものにあつてはヘッドの軸心を中心とする半径(以下このロにおいて「半径」という。)(三百センチメートル、r二・六のもの

3] 2] 同上] 同上]

(感度試験)

第十二条 〔同上〕

〔同上〕

$$t = \tau \times \log_e \left( 1 + \frac{\theta - \theta_r}{\delta} \right)$$

t 作動時間(秒)

τ 時定数(秒) 一種にあつては五十、二種にあつては二百五十

θ ヘッドの標示温度(度)

θr 投入前のヘッドの温度(度)

δ 気流温度と標示温度との差(度)

〔新設〕

(散水分布試験)

第十四条 〔同上〕

一 標準型ヘッド(小区画型ヘッドを除く。)は、別図二に示す散水分布試験装置を使用して各採水ますへの散水量を測定した場合において、ヘッドの軸心を中心とする同心円上の各採水ますの採水量の平均値の分布曲線が別図三(有効散水半径(以下「r」という。)(二・三のものに限る。))又は別図四(r二・六のものに限る。))に示す散水分布曲線より上であり、全放水量の六十パーセント以上がヘッドの軸心を中心とする半径三百センチメートル(r二・三のものに限る。))又は半径三百三十センチメートル(r二・六のものに限る。))の範囲内に散水し、かつ、同心円上の各採水ますの採水量の差が少ないものであること。

〔新設〕

〔新設〕



のにあつては半径三百三十センチメートル、r二・八のものにあつては半径三百六十七センチメートルの範囲内に散水し、かつ、同心円上の各採水ますの採水量の差が少ないものであること。

二・三 「略」

2・3 「略」

(表示)

第十五条 ヘッドには、次の各号に掲げる事項を、その見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

一・二 「略」

三 標示温度

二・三 「同上」

2・3 「同上」

(表示)

第十五条 「同上」

一・二 「同上」

三 標示温度及び次の表の標示温度の区分による色別

標示温度の区分	色別
六十度未満	黒
六十度以上七十五度未満	無
七十五度以上百二十一度未満	白
百二十一度以上百六十二度未満	青
百六十二度以上二百度未満	赤
二百度以上二百六十度未満	緑
二百六十度以上	黄

四・五 「同上」

六 r二・六のものにあつては、「二・六」

七 小区画型ヘッド(水道連結型ヘッドを除く。)のものにあつては、「小」又は「S」及び流量定数K

八 水道連結型ヘッドのものにあつては、「W」、流量定数K及び〇・〇五メガパスカル又は放水量が毎分三十リットルとなる放水圧力のうちいずれか大きい値

〔新設〕

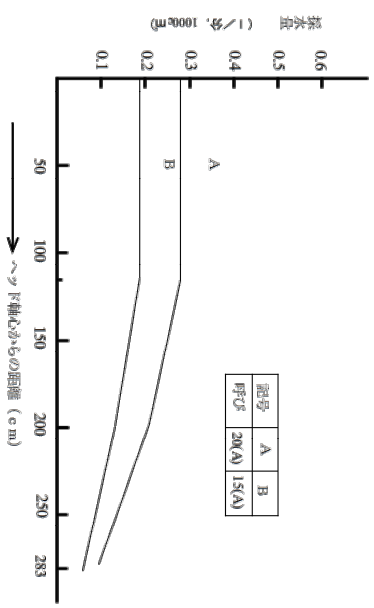
別をその見やすい箇所及び作動後においても確認できる箇所に容易に消えないように表示しなければならない。ただし、作動後においても識別できる方法で標示温度が表示されているものにあつては、この限りでない。

標示温度の区分	色別
六十度未満	黒
六十度以上七十五度未満	無
七十五度以上百二十一度未満	白
百二十一度以上百六十二度未満	青
百六十二度以上二百百度未満	赤
二百百度以上二百六十度未満	緑
二百六十度以上	黄

3|| カバーには、標示温度をその見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。  
 い。

【新設】

別図4の2 標準型ヘッド（r 2.8）散水分布曲線（第14条関係）



【新設】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線（下線を含む。）は注記である。

(消防法施行規則の一部改正)

第二条 消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改正後	改正前
防火対象物の部分	水平距離	<p>(標準型ヘッド等)</p> <p>第十三条の二 令第十二条第二項第二号イの規定により、同号イの表の下欄に定める距離となるように設ける総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドは、同条第一項第二号から第四号まで及び第十号から第十二号までに掲げる防火対象物又はその部分(令別表第一(一)項に掲げる防火対象物の舞臺部に限る。)に設けるものにあつては開放型スプリンクラーヘッドとし、同条第一項第八号に掲げる防火対象物又は同項第三号、第四号及び第十号から第十二号までに掲げる防火対象物若しくはその部分(令別表第一(一)項に掲げる防火対象物の舞臺部を除く。)に設けるものにあつては閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッド(閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令(昭和四十年自治省令第二号)第二号第一号に規定する標準型ヘッド(同条第一号の二に規定する小区画型ヘッドを除く。))のうち、同令第十二条の感度の種別(次項、次条第一項及び第十三条の六第一項において「感度種別」という。)が一種であるもの又は同令第十四条第一項第一号の有効散水半径(以下「有効散水半径」という。)が二・三であるものに限る。以下この条、第十三条の五、第十三条の六及び第三十条の三において同じ。)とする。</p> <p>2 令第十二条第二項第二号イの表の火災を早期に感知し、かつ、広範囲に散水することができるスプリンクラーヘッドとして総務省令で定めるものは、閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッドで感度種別が一種であり、かつ、有効散水半径が二・六以上であるもの(以下「高感度型ヘッド」という。)とする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(ラック式倉庫等に設けるスプリンクラーヘッド等)</p> <p>第十三条の五 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 令第十二条第一項第六号の防火対象物には、前項に規定するスプリンクラーヘッドのうち、標準型ヘッドにあつては次に定めるところにより、放水型ヘッド等にあつては前条第三項の規定の例により、設けなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 スプリンクラーヘッドは、天井又は天井裏の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める距離となるように設けること。</p>	<p>(標準型ヘッド等)</p> <p>第十三条の二 令第十二条第二項第二号イの規定により、同号イの表の下欄に定める距離となるように設ける総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドは、同条第一項第二号から第四号まで及び第十号から第十二号までに掲げる防火対象物又はその部分(令別表第一(一)項に掲げる防火対象物の舞臺部に限る。)に設けるものにあつては開放型スプリンクラーヘッドとし、同条第一項第八号に掲げる防火対象物又は同項第三号、第四号及び第十号から第十二号までに掲げる防火対象物若しくはその部分(令別表第一(一)項に掲げる防火対象物の舞臺部を除く。)に設けるものにあつては閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッド(閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令(昭和四十年自治省令第二号)第二号第一号に規定する標準型ヘッド(同条第一号の二に規定する小区画型ヘッドを除く。))のうち、同令第十二条の感度の種別(次項、次条第一項及び第十三条の六第一項において「感度種別」という。)が一種であるもの又は同令第十四条第一項第一号の有効散水半径(以下「有効散水半径」という。)が二・三であるものに限る。以下この条、第十三条の五、第十三条の六及び第三十条の三において同じ。)とする。</p> <p>2 令第十二条第二項第二号イの表の火災を早期に感知し、かつ、広範囲に散水することができるスプリンクラーヘッドとして総務省令で定めるものは、閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッドで感度種別が一種であり、かつ、有効散水半径が二・六以上であるもの(第十三条の五第二項において「高感度型ヘッド」という。)とする。</p> <p>3・4 [同上]</p> <p>(ラック式倉庫等に設けるスプリンクラーヘッド等)</p> <p>第十三条の五 [同上]</p> <p>2～6 [同上]</p> <p>7 [同上]</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 [同上]</p>
防火対象物の部分	水平距離	<p>一・七メートル(高感度型ヘッド)にあつては第十三条の二第三項の規定の例により算</p>	<p>[同上]</p> <p>一・七メートル(高感度型ヘッド)(令第十二条第二項第二号イの表に規定する高感度型</p>

<p>出した距離（同項中Xの値は、〇・七五とする。）（以下</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>ヘッドをいう。以下この条及び第十三条の六において同じ。）にあつては、第十三条の二第三項の規定の例により算出した距離（同項中Xの値は、〇・七五とする。）（以下</p>
<p>8・9 「略」 （スプリンクラー設備の水源の水量等） 第十三条の六 令第十二条第二項第四号の水量は、防火対象物の用途、構造若しくは規模又はスプリンクラーヘッドの種類に応じ、次に定めるところにより、算出するものとする。 一 閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッドを用いる場合は、次の表の上欄に掲げる防火対象物の区分に応じ、スプリンクラーヘッドの設置個数が同表の下欄に定める個数（乾式又は予作動式の流水検知装置が設けられているスプリンクラー設備にあつては、当該下欄に定める個数に一・五を乗じて得た個数。以下この号において同じ。）以上であるときにあつては当該同表の下欄に定める個数、スプリンクラーヘッドの設置個数が同表の下欄に定める個数に満たないときにあつては当該設置個数に、それぞれ一・六立方メートル（ラック式倉庫のうち、等級がⅢ又はⅣのものであつて第十三条の五第五項第四号の規定により水平遮蔽板が設けられているものにあつては二・二八立方メートル、その他のものにあつては三・四二立方メートル）を乗じて得た量とすること。</p>	<p>防火対象物の区分</p> <p>令第十二条第一項第一号から第四号まで及び第九号から第十二号までに掲げる防火対象物（法第八条第一項に規定する百貨店であるものに限る。）</p> <p>その他のもの 地階を除く階数が十以下の防火対象物</p> <p>地階を除く階数が十以上の防火対象物</p>	<p>個数</p> <p>十五（高感度型ヘッドのうち、有効散水半径が二・六のものにあつては十二、有効散水半径が二・八のものにあつては十一）</p> <p>十（高感度型ヘッドのうち、有効散水半径が二・六のものにあつては八、有効散水半径が二・八のものにあつては七）</p>	<p>防火対象物の区分</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔同上〕</p>
<p>8・9 「同上」 （スプリンクラー設備の水源の水量等） 第十三条の六 「同上」</p>	<p>防火対象物の区分</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔同上〕</p>	<p>個数</p> <p>十五（高感度型ヘッドにあつては、十二）</p> <p>十（高感度型ヘッドにあつては、八）</p> <p>十五（高感度型ヘッドにあつては、十二）</p>	<p>〔同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔同上〕</p>



## 附 則

- 1 この省令は、令和七年 月 日から施行する。
- 2 この省令の施行の際、現に型式承認を受けている閉鎖型スプリンクラーヘッドに係る型式承認は、改正後の閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。



○総務省令第 号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の十六の三第一項の規定に基づき、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令

動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和六十一年自治省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(用語の意義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 動力消防ポンプ ポンプ、ポンプ駆動用の内燃機関、電動機又はこれらと同等以上の性能を有する機関その他の必要な機械器具から構成される消防の用に供するポンプ設備をいう。

二 二六六 「略」

(一般構造及び機能)

第三条 動力消防ポンプの一般構造及び機能は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 一三三 「略」

三の二 充電部のうち、外部から容易に人が触れるおそれのある部分は、十分に保護されていなければならないこと。

四 四八 「略」

九 可搬消防ポンプ (大容量泡放水砲用可搬消防ポンプを除く。)の乾燥質量(燃料、潤滑油、冷却水その他の液体及び電動機駆動用の蓄電池を全て取り除いた場合の総質量をいう。)は、百五十キログラム以下であること。

十 「略」

十一 内燃機関及び電動機を併用するものにあつては、内燃機関又は電動機への切替えに際して、その機能に有害な影響を及ぼすおそれがないこと。

(材料)

改正前

(用語の意義)

第二条 「同上」

一 動力消防ポンプ ポンプ、ポンプ駆動用の内燃機関又はこれらと同等以上の性能を有する機関(以下「機関」という。)その他の必要な機械器具から構成される消防の用に供するポンプ設備をいう。

二 二六六 「同上」

(一般構造及び機能)

第三条 「同上」

一 一三三 「同上」

「新設」

四 四八 「同上」

九 可搬消防ポンプ (大容量泡放水砲用可搬消防ポンプを除く。)の乾燥質量(燃料、潤滑油、冷却水、その他の液体をすべて取り除いた場合の総質量をいう。)は、ポンプの級別に応じ、次の表に掲げるとおりとすること。

ポンプの級別	乾燥質量(キログラム)
A—一	百五十以下
A—二	
B—一	百以下
B—二	
C—一	二十五以下
C—二	
D—一	十五以下
D—二	

十 「同上」

「新設」

(材料)

第四条 動力消防ポンプの部品で次の表の上欄に掲げるものに用いる材料は、それぞれ同表下欄に掲げるもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性（引張強さ、耐力及び伸び）を有するものでなければならない。

部品	材料
[略]	[略]
ポンプ軸	J I S G 四〇五一（機械構造用炭素鋼鋼材） J I S G 四〇五二（焼入性を保証した構造用鋼鋼材（H鋼）） J I S G 四〇五三（機械構造用合金鋼鋼材） J I S G 四三〇三（ステンレス鋼棒）
吸水配管及び放水配管	[略]

（表示）

第七条 動力消防ポンプには、次の各号に掲げる事項を見やすい箇所に消えないように表示しなければならない。

一～六 [略]

六の二 可搬消防ポンプ（大容量泡放水砲用可搬消防ポンプを除く。）にあつては、質量（当該ポンプに内蔵する燃料及び蓄電池の質量を含む。）

七 大容量泡放水砲用動力消防ポンプにあつては、次に掲げる事項

イ・ロ [略]

ハ 接続することができる消防用ホースの使用圧（消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十二号）第二条第六号に規定する使用圧をいう。）の下限値

八 電動機駆動用の蓄電池（蓄電池の温度を使用温度範囲に調整する機能を有するものを除く。）を有するものにあつては、蓄電池の使用温度範囲

2 [略]

[同上]

部品	材料
[同上]	[同上]
[同上]	J I S G 四〇五一（機械構造用炭素鋼鋼材） J I S G 四〇五二（焼入性を保証した構造用鋼鋼材（H鋼）） J I S G 四〇五三（ニッケルクロム鋼鋼材及びクロムモリブデン鋼鋼材） J I S G 四三〇三（ステンレス鋼棒）
吸水配管及び放水配管	[同上]

（表示）

第七条 [同上]

一～六 [同上]

[新設]

七 [同上]

イ・ロ [同上]

ハ 接続することができる消防用ホースの使用圧（消防用ホースの技術上の基準を定める省令（昭和四十三年自治省令第二十七号）第二条第九号に規定する使用圧をいう。）の下限値

[新設]

2 [同上]

3|| 高電圧（作動電圧が直流電圧において六十ボルトを超え千五百ボルト以下又は交流電圧において三十ボルトを超え千ボルト以下の電圧をいう。）の部分には感電保護のための表示を付さなければならない。

（消防ポンプ自動車のポンプ）

第八条 消防ポンプ自動車（大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車を除く。以下この章において同じ。）のポンプは、次の各号に適合するものでなければならない。

一 五 「略」

六 呼び水装置は、次に掲げるところによること。

イ 「略」

ロ 内燃機関の吸排気を利用する呼び水装置にあつては、過熱又は凍結により機能に支障が生じないものであり、かつ、機関の作動を妨げないものであること。

ハ 「略」

七 「略」

（消防ポンプ自動車の機関）

第九条 消防ポンプ自動車のポンプ駆動用の内燃機関は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 冷却装置は、次に掲げるところによること。

イ 水冷式の冷却装置は、次によること。

(1) 冷却水の漏出により気化器及び電気装置が濡れない構造であること。

(2)・(3) 「略」

ロ 「略」

二 七 「略」

八 内燃機関の回転速度を制限する装置（以下「ガバナ」という。）が設けられていること。

九 内燃機関の回転速度を調節する装置（以下「スロットル」という。）がポンプの圧力計測装置を監視しながら操作できる位置に設けられていること。

十 内燃機関の騒音により消防活動に支障が生じないように消音装置が設けられていること。

2|| 消防ポンプ自動車のポンプ駆動用の電動機については、前項各号（第一号イ(1)、第二号から第七号及び第十号を除く。）を準用するほか、次の各号に適合するものでなければならない。

一 水冷式の冷却装置は、冷却水の漏出により電気装置が濡れない構造であること。

二 電動機駆動用の蓄電池は、次に掲げるところによること。

イ 蓄電池の充電の残量を指示できる指示計が設けられていること。

ロ 蓄電池の容量は、第二十一条に規定する規格放水性能で二時間以上の連続放水運転ができる容量であること。

ハ 蓄電池の温度を使用温度範囲に調整する機能を有するものにあつては、周囲の環境に

より機能に支障が生じないものであり、かつ、機関の作動を妨げないものであること。

〔新設〕

（消防ポンプ自動車のポンプ）

第八条 「同上」

一 五 「同上」

六 「同上」

イ 「同上」

ロ 機関の吸排気を利用する呼び水装置にあつては、過熱又は凍結により機能に支障が生じないものであり、かつ、機関の作動を妨げないものであること。

ハ 「同上」

七 「同上」

（消防ポンプ自動車の機関）

第九条 消防ポンプ自動車のポンプ駆動用の機関は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 「同上」

イ 「同上」

(1) 冷却水の漏出により気化器及び電気装置がぬれない構造であること。

(2)・(3) 「同上」

ロ 「同上」

二 七 「同上」

八 機関の回転速度を制限する装置（以下「ガバナ」という。）が設けられていること。

九 機関の回転速度を調節する装置（以下「スロットル」という。）がポンプの圧力計測装置を監視しながら操作できる位置に設けられていること。

十 機関の騒音により消防活動に支障が生じないように消音装置が設けられていること。

〔新設〕

三 電動機駆動用以外の用途に用いる蓄電池にあつては、当該用途に用いるために十分な容量を有するものであること。

四 電動機駆動用及びそれ以外の双方の用途に用いる蓄電池にあつては、第二号ロ及び前号に規定する容量を合計した容量を有するものであること。

3|| 消防ポンプ自動車、ポンプ駆動用の機関のうち、内燃機関及び電動機を併用するものについては、第一項第三号二及び前項第二号ロの規定は、適用しない。この場合において、内燃機関の燃料タンク及び電動機の蓄電池の容量については、当該内燃機関及び当該電動機を併用することにより、第二十一条に規定する規格放水性能で一時間以上の連続放水運転ができるものでなければならない。

(可搬消防ポンプの機関)

第十三条 可搬消防ポンプの内燃機関は、第九条第一項各号(第一号イ(2)及び(3)、第二号ロ、第三号ハ及びニ並びに第六号を除く。)に適合するほか、次の各号に適合するものでなければならない。

一 一 三 [略]

2|| 可搬消防ポンプの電動機は、第九条第二項(第二号ロ及び第三号を除く。)の規定に適合するほか、次の各号に適合するものでなければならない。ただし、この場合において第九条第二項中「前項各号(第一号イ(1)、第二号から第七号及び第十号を除く。)」とあるのは「前項各号(第一号イ、第二号から第七号及び第十号を除く。)」と読み替えるものとする。

一 電動機駆動用の蓄電池の容量は、第二十一条に規定する規格放水性能で三十分間以上の連続放水運転ができる量であること。

二 電動機駆動用以外の用途に用いる蓄電池にあつては、当該用途に用いるために十分な容量を有するものであること。

三 電動機駆動用及びそれ以外の双方の用途に用いる蓄電池にあつては、前二号に規定する容量を合わせた容量を有するものであること。

3|| 可搬消防ポンプの機関のうち、内燃機関及び電動機を併せて用いるものについては、第一項第二号ハ及び前項第一号の規定は、適用しない。この場合において、内燃機関の燃料タンク及び電動機の蓄電池の容量については、当該内燃機関及び当該電動機を併用することにより、第二十一条に規定する規格放水性能で三十分間以上の連続放水運転ができるものでなければならない。

(大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車の機関)

第十七条 大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車のポンプ駆動用の内燃機関は、第九条第一項各号(第一号イ(3)(ii)及び第三号二を除く。)に適合するほか、次の各号に適合するものでなければならない。

一 一 二 [略]

2|| 大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車のポンプ駆動用の電動機は、次の各号に定めるところによる。

一 当該電動機については、第九条第二項各号(第二号ロを除く。)の規定を準用する。こ

[新設]

(可搬消防ポンプの機関)

第十三条 可搬消防ポンプの機関は、第九条第一項各号(第一号イ(2)及び(3)、第二号ロ、第三号ハ及びニ並びに第六号を除く。)に適合するほか、次の各号に適合するものでなければならない。

一 一 三 [同上]

[新設]

[新設]

(大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車の機関)

第十七条 大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車のポンプ駆動用の機関は、第九条各号(第一号イ(3)(ii)及び第三号二を除く。)に適合するほか、次の各号に適合するものでなければならない。

一 一 二 [同上]

[新設]

の場合において、第九条第二項中「前項各号（第一号イ(1)、第二号から第七号及び第十号を除く。）」とあるのは「前項各号（第一号イ(1)及び(3)、第二号から第七号並びに第十号を除く。）」と読み替えるものとする。

二 蓄電池の容量は、第三十一条第一項に規定する規格放水性能で二時間以上連続放水運転ができる量でなければならない。

3 大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車のポンプ駆動用の機関のうち、内燃機関及び電動機を併用するものについては、第一項第二号及び前項第二号の規定については、適用しない。この場合において、第一項第二号及び前項第二号に規定する燃料タンク及び蓄電池の容量については、内燃機関及び電動機を併用することにより、第三十一条に規定する放水性能で二時間以上の連続放水運転ができるものでなければならない。

(ポンプの放水性能試験)

第二十一条 〔略〕

2 〔略〕

3 ポンプの効率（第一項第一号の状態において、水動力をポンプの軸動力で除した値をいう。以下この項において同じ。）は、消防ポンプ自動車のポンプにあつては六十五パーセント以上、可搬消防ポンプのポンプにあつては五十五パーセント以上（ポンプの級別がD―一級又はD―二級のポンプにあつては、二十五パーセント以上）とする。ただし、特殊な構造を有するポンプであつて、そのポンプ効率を見やすい箇所に容易に消えないように表示しているものにあつては、この限りでない。

(連続放水試験)

第二十二条 〔略〕

2 〔略〕

3 内燃機関の各気筒圧縮圧力の最大差は、連続放水運転の直後に、次の各号に掲げる動力消防ポンプの種類に応じ、当該各号に定めるところにより機関を回転させた場合（ガソリンを燃料とする機関にあつては、スロットルを最大限度の位置にした状態で回転させた場合）において、当該気筒圧縮圧力の平均値の二十パーセント以内でなければならない。

一・二 〔略〕

4 〔略〕

5 電動機にあつては、連続放水運転中における電動機、冷却装置その他必要な機械器具の温度の上昇により、機能に異常を生じないものでなければならない。

6 第二項第二号から第四号及び第六号の規定は、電動機については、適用しない。

(真空ポンプの機能試験)

第二十五条 真空ポンプは、次の各号に適合するものでなければならない。

一 ポンプの一の吸水口に当該吸水口と同径の標準吸管を取り付け当該吸管の外端を塞いだ状態において、定格回転速度で真空ポンプの回転を開始したときから三十秒以内に当該外端における空気圧が回転を開始した時点の大気圧からその八十四パーセント（ポンプの級別がD―一級及びD―二級のポンプにあつては、四十二パーセント）を減じた値に達し、かつ、真空ポンプを停止したときから三十秒間における真空漏れが一・三キロパスカル以下

〔新設〕

(ポンプの放水性能試験)

第二十一条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 ポンプの効率（第一項の状態において、水動力をポンプの軸動力で除した値をいう。以下この項において同じ。）は、消防ポンプ自動車のポンプにあつては六十五パーセント以上、可搬消防ポンプのポンプにあつては五十五パーセント以上（ポンプの級別がD―一級又はD―二級のポンプにあつては、二十五パーセント以上）とする。ただし、特殊な構造を有するポンプであつて、そのポンプ効率を見やすい箇所に容易に消えないように表示しているものにあつては、この限りでない。

(連続放水試験)

第二十二条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 機関の各気筒圧縮圧力の最大差は、連続放水運転の直後に、次の各号に掲げる動力消防ポンプの種類に応じ、当該各号に定めるところにより機関を回転させた場合（ガソリンを燃料とする機関にあつては、スロットルを最大限度の位置にした状態で回転させた場合）において、当該気筒圧縮圧力の平均値の二十パーセント以内でなければならない。

一・二 〔同上〕

4 〔同上〕

〔新設〕

(真空ポンプの機能試験)

第二十五条 〔同上〕

一 ポンプの一の吸水口に当該吸水口と同径の標準吸管を取り付け当該吸管の外端をふさいだ状態において、真空ポンプを定格回転速度で回転を開始したときから三十秒以内に当該外端における空気圧が回転を開始した時点の大気圧からその八十四パーセント（ポンプの級別がD―一級及びD―二級のポンプにあつては、四十二パーセント）に達し、かつ、真空ポンプを停止したときから三十秒間における真空漏れが一・三キロパスカル以下であること。

下であること。

二・三 「略」

四 ポンプの一の吸水口に当該吸水口と同径の標準吸管を取り付け当該吸管の外端を塞いだ状態において、真空ポンプを定格回転速度で回転させ、空気圧が回転を開始した時点の大気圧からその八十四パーセント（ポンプの級別がD―一級及びD―二級のポンプにあつては、四十二パーセント）を減じた値に達したときから引き続き五分間回転させた場合において、構造又は機能に異常を生じないものであること。

（機関の連続運転試験）

第二十七条 内燃機関（第二十二条に定める連続放水試験により性能を確認することができないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）は、全負荷状態（全負荷状態にすることができない構造のものにあつては、気化器のガス弁開度又はスロットルの位置を許容最大限度にした状態）で八時間連続して運転を行った場合において、次の各号に適合するものでなければならない。

一 内燃機関の運転中において、当該機関の性能をJIS D 1001（自動車用エンジン出力試験方法）のネット軸出力試験方法により測定した場合、当該機関の出力及び回転速度の減衰が認められないこと。

二 内燃機関の運転中において、当該機関の振動及び当該部品より発する音が安定した状態にあり、かつ、当該各機関の各部分の温度が第二十二条第二項（同項第五号を除く。）に定める温度以下であること。

三 内燃機関の運転に支障をもたらすような部品の摩耗、損傷、炭素付着等が生じず、かつ、当該運転後に部品（点火プラグを除く。）の交換をしないこと。

2 前項の場合において、内燃機関に補助冷却器が設けられている場合の冷却水量は、次に掲げる算式により算出された数値以下とする。

算式 「略」

算式の符号 「略」

3 電動機（第二十二条に定める連続放水試験により性能を確認することができないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）は全負荷状態（全負荷状態にすることができない構造のものにあつては、スロットルの位置を許容最大限度にした状態）で八時間連続して運転を行った場合において、次の各号に適合するものでなければならない。

一 電動機の運転中において、当該機関の性能を電動機と制御装置とを組み合わせた状態により出力を測定した場合、当該機関の出力及び回転速度の減衰が認められないこと。

二 電動機の運転中において、当該機関の振動及び当該部品より発する音が安定した状態にあり、かつ、電動機、冷却装置その他必要な機械器具等の温度の上昇により、機能に異常を生じないものでなければならない。

三 電動機の運転に支障をもたらすような部品の摩耗、損傷等が生じず、かつ、当該運転後に部品の交換をしないこと。

（機関の低温始動試験）

第二十八条 内燃機関は、当該機関の温度が摂氏零下二十度の状態において、始動操作を開始

二・三 「同上」

四 ポンプの一の吸水口に当該吸水口と同径の標準吸管を取り付け当該吸管の外端をふさいだ状態において、真空ポンプを定格回転速度で回転させ、空気圧が回転を開始した時点の大気圧の八十四パーセント（ポンプの級別がD―一級及びD―二級のポンプにあつては、四十二パーセント）に達したときから引き続き五分間回転させた場合において、構造又は機能に異常を生じないものであること。

（機関の連続運転試験）

第二十七条 機関（第二十二条に定める連続放水試験により性能を確認することができないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）は、全負荷状態（全負荷状態にすることができない構造のものにあつては、気化器のガス弁開度又はスロットルの位置を許容最大限度にした状態）で八時間連続して運転を行った場合において、次の各号に適合するものでなければならない。

一 機関の運転中において、当該機関の性能をJIS D 1001（自動車用エンジン出力試験方法）のネット軸出力試験方法により測定した場合、当該機関の出力及び回転速度の減衰が認められないこと。

二 機関の運転中において、当該機関の振動及び当該部品より発する音が安定した状態にあり、かつ、当該各機関の各部分の温度が第二十二条第二項（同項第五号を除く。）に定める温度以下であること。

三 機関の運転に支障をもたらすような部品の摩耗、損傷、炭素付着等が生じず、かつ、当該運転後に部品（点火プラグを除く。）の交換をしないこと。

2 前項の場合において、機関に補助冷却器が設けられている場合の冷却水量は、次に掲げる算式により算出された数値以下とする。

算式 「同左」

算式の符号 「同左」

〔新設〕

（機関の低温始動試験）

第二十八条 機関は、当該機関の温度が摂氏零下二十度の状態において、始動操作を開始して

<p>してから四十五秒以内に始動するものでなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、消防ポンプ自動車の内燃機関の装備は J I S D 一〇〇一（自動車用エンジン出力試験方法）の附属装置装備条件 B によるものであり、かつ、当該機関の回転速度は J I S D 一〇二一（自動車始動試験方法）により始動電動機で機関を回転させたときの回転速度の八十五パーセントでなければならない。</p> <p>3 電動機は、当該機関及び電動機駆動用の蓄電池の温度が使用温度範囲の下限値の状態において、設計された時間以内に始動するものでなければならない。</p> <p>（連続放水試験）</p> <p>第三十二条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 大容量泡放水砲用動力消防ポンプの内燃機関の各気筒圧縮圧力の最大差は、連続大容量放水運転の直後に、始動操作により機関を回転させた場合（ガソリンを燃料とする機関にあつては、スロットルを最大限度の位置にした状態で回転させた場合）において、当該気筒圧縮圧力の平均値の二十パーセント以内でなければならない。</p> <p>4 〔略〕</p> <p>5 大容量泡放水砲用動力消防ポンプの電動機は、連続放水運転中における第二十二条第二項第一号及び第五号に掲げる部分の温度は当該各号に定める温度以下で、かつ、電動機、冷却装置その他必要な機械器具の温度の上昇により、機能に異常を生じないものでなければならない。</p> <p>（真空ポンプの機能試験）</p> <p>第三十四条 大容量泡放水砲用動力消防ポンプの真空ポンプは、次の各号に適合するものでなければならない。</p> <p>一 ポンプの全ての吸水口に当該吸水口と同径の標準大容量吸管を取り付け当該吸管の外端を塞いだ状態において、定格回転速度で真空ポンプの回転を開始したときから設計された時間内に当該外端における空気圧が回転を開始した時点の大气圧からその八十四パーセントを減じた値に達し、かつ、真空ポンプを停止したときから三十秒間における真空漏れが一・三キロパスカル以下であること。</p> <p>二・三 〔略〕</p> <p>四 ポンプの全ての吸水口に当該吸水口と同径の標準大容量吸管を取り付け当該吸管の外端を塞いだ状態において、真空ポンプを定格回転速度で回転させ、空気圧が回転を開始した時点の大气圧からその八十四パーセントを減じた値に達したときから引き続き五分間回転させた場合において、構造又は機能に異常を生じないものであること。</p> <p>別図（第21条、第31条関係） 〔図略〕</p>	<p>から四十五秒以内に始動するものでなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、消防ポンプ自動車の機関の装備は J I S D 一〇〇一（自動車用エンジン出力試験方法）の附属装置装備条件 B によるものであり、かつ、当該機関の回転速度は J I S D 一〇二一（自動車始動試験方法）により始動電動機で機関を回転させたときの回転速度の八十五パーセントでなければならない。</p> <p>〔新設〕</p> <p>（連続放水試験）</p> <p>第三十二条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>3 大容量泡放水砲用動力消防ポンプの機関の各気筒圧縮圧力の最大差は、連続大容量放水運転の直後に、始動操作により機関を回転させた場合（ガソリンを燃料とする機関にあつては、スロットルを最大限度の位置にした状態で回転させた場合）において、当該気筒圧縮圧力の平均値の二十パーセント以内でなければならない。</p> <p>4 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>（真空ポンプの機能試験）</p> <p>第三十四条 〔同上〕</p> <p>一 ポンプのすべての吸水口に当該吸水口と同径の標準大容量吸管を取り付け当該吸管の外端をふさいだ状態において、真空ポンプを定格回転速度で回転を開始したときから設計された時間内に当該外端における空気圧が回転を開始した時点の大气圧の八十四パーセントに達し、かつ、真空ポンプを停止したときから三十秒間における真空漏れが一・三キロパスカル以下であること。</p> <p>二・三 〔同上〕</p> <p>四 ポンプのすべての吸水口に当該吸水口と同径の標準大容量吸管を取り付け当該吸管の外端をふさいだ状態において、真空ポンプを定格回転速度で回転させ、空気圧が回転を開始した時点の大气圧の八十四パーセントに達したときから引き続き五分間回転させた場合において、構造又は機能に異常を生じないものであること。</p> <p>別図（第20条、第30条関係） 〔同左〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	



## 附 則

- 1 この省令は、令和七年 月 日から施行する。
- 2 この省令の施行の日前に消防法第二十一条の十六の四第一項の規定により総務大臣に届出を行った動力消防ポンプについては、改正後の動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の規格に適合する動力消防ポンプとみなす。



○総務省令第 号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の十六の三第一項の規定に基づき、消防用ホースの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

消防用ホースの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令

消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次 第一章〜第三章 [略] 第四章 大量送水用ホース及び大容量泡放水砲用ホース (第三十三条―第三十六条) 第五章・第六章 [略] 附則 (用語の意義) 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 消防用ホース 平ホース、保形ホース、大量送水用ホース、大容量泡放水砲用ホース及び濡れホースをいう。 二 平ホース 消防の用に供するホース(ジャケットにゴム又は合成樹脂の内張りを施したものに限り、保形ホース及び濡れホースを除く。第三号の二及び第四号において同じ。)であつて、大量送水用ホース及び大容量泡放水砲用ホース以外のものをいう。 三 保形ホース 消防の用に供するホースであつて、ホースの断面が常時円形に保たれるものをいう。 三の二 大量送水用ホース 消防の用に供するホースであつて、大量の水等を送水するために使用する呼び径(設計された内径(単位 ミリメートル))をいう。第四条第二項及び第五条第一項において同じ。)が百五十を超えるものをいう。 四 大容量泡放水砲用ホース 消防の用に供するホースであつて、石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第百二十九号)第十三条第三項に規定する大容量泡放水砲用防災資機材等としての用途にのみ用いられるものをいう。 五 濡れホース 消防の用に供するホースであつて、水流によりホース全体が均一に濡れるものをいう。 六〇八 [略] 九 ダブルジャケット 平ホース、大量送水用ホース又は大容量泡放水砲用ホースを外とつて被覆した構造のものをいう。 (消防用ホースの構造) 第三条 消防用ホースの構造は、次に定めるところによらなければならない。 一〇五 [略] 六 縦色線又は縦線を有していること。ただし、保形ホース、大量送水用ホース及び大容量泡放水砲用ホースにあつては、縦色線又は縦線を有しないものとすることができる。 (内径) 第四条 消防用ホース(大量送水用ホース及び大容量泡放水砲用ホースを除く。)は、その呼称に応じ、次の表に掲げる内径を有するものでなければならない。 〔表略〕</p> <p>2 大量送水用ホース及び大容量泡放水砲用ホースの内径は、当該大量送水用ホース又は大容</p>	<p>目次 第一章〜第三章 [同上] 第四章 大容量泡放水砲用ホース (第三十三条―第三十六条) 第五章・第六章 [同上] 附則 (用語の意義) 第二条 [同上] 一 消防用ホース 消防の用に供する平ホース、保形ホース、大容量泡放水砲用ホース及び濡れホースをいう。 二 平ホース ジャケットにゴム又は合成樹脂の内張りを施した消防用ホース(保形ホース、大容量泡放水砲用ホース及び濡れホースを除く。)をいう。 三 保形ホース ホースの断面が常時円形に保たれる消防用ホースをいう。 〔新設〕 四 大容量泡放水砲用ホース 石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第百二十九号)第十三条第三項に規定する大容量泡放水砲用防災資機材等としての用途にのみ用いられる消防用ホースをいう。 五 濡れホース 水流によりホース全体が均一に濡れる消防用ホースをいう。 六〇八 [同上] 九 ダブルジャケット 平ホース又は大容量泡放水砲用ホースを外とつて被覆した構造のものをいう。 (消防用ホースの構造) 第三条 [同上] 一〇五 [同上] 六 縦色線又は縦線を有していること。ただし、保形ホース及び大容量泡放水砲用ホースにあつては、縦色線又は縦線を有しないものとするすることができる。 (内径) 第四条 消防用ホース(大容量泡放水砲用ホースを除く。)は、その呼称に応じ、次の表に掲げる内径を有するものでなければならない。 〔同上〕</p> <p>2 大容量泡放水砲用ホースの内径は、当該大容量泡放水砲用ホースに表示された呼び径(大</p>

量泡放水砲用ホースの呼び径の範囲内のものでなければならない。

(表示)

第五条 消防用ホースは、次の各号に掲げる事項を、その見やすい箇所に容易に消えないように表示するものでなければならない。

一～四 [略]

五 平ホース、保形ホース及び濡れホースにあつては、呼称

五の二 長さ(単位 メートル)及び第十条ただし書又は第十二条ただし書が適用されるものにあつてはその用途

六 [略]

七 設計破断圧が使用圧の三倍未満の平ホース、保形ホース、大量送水用ホース及び濡れホースにあつては、「設計破断圧」という文字及び設計破断圧

八・九 [略]

九の二 大量送水用ホースにあつては、次に掲げる事項

イ 大量送水用である旨

ロ 呼び径

ハ 送水中に機器の操作で急激に圧力を変化させてはならない旨

十・十一 [略]

2 [略]

(ゴム及び合成樹脂の品質)

第十九条 [略]

2 保形ホースの内張り及び被覆に使用されている合成樹脂は、第七条第一項第一号及び第二号並びに第三項第一号、第三号及び第四号の規定に適合するものでなければならない。この場合において、第七条第三項第三号中「第十二条の試験(ホースを折り曲げた状態で行うものを除く。)」とあるのは「第二十四条の試験(最小曲げ半径を内円の半径とする円形に保形ホースを曲げた状態で行うものを除く。)」と読み替えるものとする。

第四章 大量送水用ホース及び大容量泡放水砲用ホース

(長さ)

第三十三条 大量送水用ホース及び大容量泡放水砲用ホースの長さ(単位 メートル)は、乾燥させた状態で、表示された長さからその長さの百パーセントの長さまでのものでなければならない。

(耐圧試験)

第三十四条 大量送水用ホース及び大容量泡放水砲用ホースは、まっすぐにした状態で使用圧の二・〇倍(ジャケットの劣化等を防ぐための処置がされているものにあつては、一・五倍)の水圧を五分間加えた場合、破断、糸切れ、噴水、漏水等を生じてはならない。

(よじれ)

第三十五条 大量送水用ホース及び大容量泡放水砲用ホースのよじれは、右方向のものである

容量泡放水砲用ホースの設計された内径(単位 ミリメートル)をいう。以下同じ。)からその呼び径の百三パーセントの内径までの範囲内のものでなければならない。

(表示)

第五条 [同上]

一～四 [同上]

五 呼称(大容量泡放水砲用ホースを除く。)、長さ(単位 メートル)及び第十条ただし書又は第十二条ただし書が適用されるものにあつてはその用途

[新設]

六 [同上]

七 「設計破断圧」という文字及び設計破断圧(設計破断圧が使用圧の三倍以上の平ホース、保形ホース及び濡れホース並びに大容量泡放水砲用ホースを除く。)

八・九 [同上]

[新設]

十・十一 [同上]

2 [同上]

(ゴム及び合成樹脂の品質)

第十九条 [同上]

2 保形ホースの内張り及び被覆に使用されている合成樹脂は、第七条第一項第一号及び第二号並びに第三項第一号、第三号及び第四号の規定に適合するものでなければならない。

第四章 大容量泡放水砲用ホース

(長さ)

第三十三条 大容量泡放水砲用ホースの長さ(単位 メートル)は、乾燥させた状態で、表示された長さからその長さの百パーセントの長さまでのものでなければならない。

(耐圧試験)

第三十四条 大容量泡放水砲用ホースは、まっすぐにした状態で使用圧の二・〇倍(ジャケットの劣化等を防ぐための処置がされているものにあつては、一・五倍)の水圧を五分間加えた場合、破断、糸切れ、噴水、漏水等を生じてはならない。

(よじれ)

第三十五条 大容量泡放水砲用ホースのよじれは、右方向のものであり、かつ、使用圧を加え

り、かつ、使用圧を加えた場合におけるホースのよじれが、使用上支障のない範囲内でなければならぬ。

(準用)

第三十六条 第七条から第九条まで、第十三条、第十四条及び第十六条の規定は、大量送水用ホースについて準用する。

2 第七条から第九条まで、第十四条及び第十六条の規定は、大容量泡放水砲用ホースについて準用する。

3 前二項の場合において、第七条第三項第二号中「長さ三十センチメートルの部分」とあるのは「一部分」と、「第十二条の試験(ホースを折り曲げた状態で行うものを除く。)」とあるのは「第三十四条の試験」と、同項第三号中「第十二条の試験(ホースを折り曲げた状態で行うものを除く。)」とあるのは「第三十四条の試験」と、第十六条中「使用圧一・三以下」とあるのは「その他」と読み替えるものとする。

(品質)

第三十九条 濡れホースの内張りに使用されているゴムは、第七条第二項の規定及び次の各号に適合するものでなければならない。

一 [略]

二 ホースの長さ三メートルの部分折り畳んだ状態で J I S K 六二五九一の静的オゾン劣化試験の方法に基づいて、次の表に掲げる試験条件により試験を行った後において、第四十五条の規定に適合すること。

項目	試験条件
[略]	[略]
オゾン濃度の測定方法	J I S K 六二五九二に示す測定方法 C 三(定電流電解法)による。

た場合におけるホースのよじれが、使用上支障のない範囲内でなければならぬ。

(準用)

第三十六条 第七条から第九条まで、第十四条及び第十六条の規定は、大容量泡放水砲用ホースについて準用する。この場合において、第七条第三項第二号中「長さ三十センチメートルの部分」とあるのは「一部分」と、「第十二条の試験(ホースを折り曲げた状態で行うものを除く。)」とあるのは「第三十四条の試験」と、同項第三号中「第十二条の試験(ホースを折り曲げた状態で行うものを除く。)」とあるのは「第三十四条の試験」と、第十六条中「使用圧一・三以下」とあるのは「その他」と読み替えるものとする。

[新設]

[新設]

(品質)

第三十九条 [同上]

一 [同上]

二 ホースの長さ三メートルの部分折り畳んだ状態で J I S K 六二五九の静的オゾン劣化試験の方法に基づいて、次の表に掲げる試験条件により試験を行った後において、第四十五条の規定に適合すること。

項目	試験条件
[同上]	[同上]
[同上]	J I S K 六二五九に示す定電流電解法による。

備考 表中の「」及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

- 1 この省令は、令和七年 月 日から施行する。
- 2 この省令の施行の日前に消防法第二十一条の十六の四第一項の規定により総務大臣に届出を行った消防用ホースについては、改正後の消防用ホースの技術上の規格を定める省令の規格に適合する消防用ホースとみなす。





## ○総務省令第 号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の十六の三第一項の規定に基づき、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

## 目次

第一章・第二章 「略」

第三章 大量送水用差込式結合金具及び大容量泡放水砲用差込式結合金具（第二十一条・第二十二条）

第四章 大量送水用ねじり式結合金具及び大容量泡放水砲用ねじり式結合金具（第二十三条―第二十七条）

第五章 「略」  
附則

（用語の意義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～五 「略」

五の二 大量送水用差込式結合金具 差込式結合金具のうち、大量の水等を送水する用途に用いられる大量送水用ホース（ホース規格省令第二条第三号の二に規定するものをいう。以下同じ。）を差込みの方法により他の大量送水用ホース、消防ポンプ自動車（動力消防ポンプ規格省令第二条第二号に規定するものをいう。第六号の二において同じ。）等と結合するために、大量送水用ホースの端部に装着する金具をいう。

六 大容量泡放水砲用差込式結合金具 差込式結合金具のうち、大容量泡放水砲用防災資機材等（石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）第十三条第三項に規定するものをいう。第七号において同じ。）としての用途にのみ用いられる、大容量泡放水砲用ホース（ホース規格省令第二条第四号に規定するものをいう。以下「大容量ホース」という。）を差込みの方法により他の大容量ホース、大容量泡放水砲用ポンプ自動車（動力消防ポンプ規格省令第二条第四号に規定するものをいう。第七号において同じ。）、大容量泡放水砲用可搬消防ポンプ（動力消防ポンプ規格省令第二条第五号に規定するものをいう。第七号において同じ。）等と結合するために、大容量ホースの端部に装着する金具をいう。

六の二 大量送水用ねじり式結合金具 ねじり式結合金具のうち、大量の水等を送水する用途に用いられる大量送水用ホースをねじる方法を用いて他の大量送水用ホース、消防ポンプ自動車等と結合するために、大量送水用ホースの端部に装着する金具をいう。

七 「略」

八 呼び径 大量送水用差込式結合金具、大容量泡放水砲用差込式結合金具、大量送水用ねじり式結合金具又は大容量泡放水砲用ねじり式結合金具のかん合部の設計された内径（単位 ミリメートル）をいう。

九 「略」  
（区分）

## 目次

第一章・第二章 「同上」

第三章 大容量泡放水砲用差込式結合金具（第二十一条―第二十二条）

第四章 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具（第二十三条―第二十七条）

第五章 「同上」  
附則

（用語の意義）

第二条 「同上」

一～五 「同上」  
「新設」六 大容量泡放水砲用差込式結合金具 差込式結合金具のうち、大容量泡放水砲用防災資機材等（石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）第十三条第三項に規定するものをいう。次号において同じ。）としての用途にのみ用いられる、大容量泡放水砲用ホース（ホース規格省令第二条第四号に規定するものをいう。以下「大容量ホース」という。）を差込みの方法により他の大容量ホース、大容量泡放水砲用ポンプ自動車（動力消防ポンプ規格省令第一条第四号に規定するものをいう。次号において同じ。）、大容量泡放水砲用可搬消防ポンプ（動力消防ポンプ規格省令第二条第五号に規定するものをいう。次号において同じ。）等と結合するために、大容量ホースの端部に装着する金具をいう。  
「新設」

七 「同上」

八 呼び径 大容量泡放水砲用差込式結合金具、大容量泡放水砲用ねじり式結合金具のかん合部の設計された内径（単位 ミリメートル）をいう。

九 「同上」  
（区分）

第三条 消防用結合金具（大量送水用差込式結合金具、大容量泡放水砲用差込式結合金具、大量送水用ねじり式結合金具及び大容量泡放水砲用ねじり式結合金具を除く。以下この章において同じ。）は、次のとおり区分する。

〔表略〕

（材質）

第五条 消防用結合金具の部品又は部分で、次の表の上欄に掲げるものに用いる材料は、それぞれ同表の下欄に掲げるもの又は産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項に定める日本産業規格（以下「JIS」という。）Z 二二四一で定める方法により採取した四号試験片（つめばねにあつては五号試験片とする。）を用いてJIS Z 二二四一により試験を行った場合、引張り強さ及び伸びが同表の下欄に掲げるものと同等以上の強度を有するものでなければならない。

部品又は部分	材	料
差し金具	JIS H 四〇八〇	（アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管）
受け金具	JIS H 四一〇〇	（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材）
押し輪	JIS H 五二二〇	（銅及び銅合金鋳物）
しめ輪	JIS H 五二二一	（銅合金連続鋳造鋳物）
装着部	JIS H 五二〇二	（アルミニウム合金鋳物）
つめ	JIS H 五二二〇	（銅及び銅合金鋳物）
	JIS H 五二二一	（銅合金連続鋳造鋳物）
つめばね	JIS G 四三二三	（ばね用ステンレス鋼帯）
	JIS G 四三二四	（ばね用ステンレス鋼線）
	JIS H 三一一〇	（りん青銅及び洋白の板及び条）
	JIS H 三二三〇	（ばね用のペリリウム銅、チタン銅、りん青銅、ニッケル—すず銅及び洋白の板及び条）
しめ輪の抜け止め部品	JIS G 四三〇八	（ステンレス鋼線材）
	JIS H 三二六〇	（銅及び銅合金の線）
	JIS H 四〇八〇	（アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管）
	JIS H 五二二〇	（銅及び銅合金鋳物）

第三条 消防用結合金具（大容量泡放水砲用差込式結合金具及び大容量泡放水砲用ねじり式結合金具を除く。以下この章において同じ。）は、次のとおり区分する。

〔同上〕

（材質）

第五条 消防用結合金具の部品又は部分で、次の表の上欄に掲げるものに用いる材料は、それぞれ同表の下欄に掲げるもの又は産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項に定める日本産業規格（以下「JIS」という。）Z 二二〇一で定める方法により採取した四号試験片（つめばねにあつては五号試験片とする。）を用いてJIS Z 二二四一により試験を行った場合、引張り強さ及び伸びが同表の下欄に掲げるものと同等以上の強度を有するものでなければならない。

部品又は部分	材	料
差し金具	JIS H 四〇八〇	（アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管）
受け金具	JIS H 四一〇〇	（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材）
押し輪	JIS H 五二二〇	（青銅鋳物及びシルジン青銅鋳物）
しめ輪	JIS H 五二二一	（青銅連続鋳物及びシルジン青銅連続鋳物）
装着部	JIS H 五二〇二	（アルミニウム合金鋳物）
つめ	JIS H 五二二〇	（青銅鋳物）
	JIS H 五二二一	（青銅連続鋳物）
つめばね	JIS G 四三二三	（ばね用ステンレス鋼帯）
	JIS G 四三二四	（ばね用ステンレス鋼線）
	JIS H 三一一〇	（りん青銅及び洋白の板及び条）
	JIS H 三二三〇	（ばね用ペリリウム銅、りん青銅及び洋白の板及び条）
しめ輪の抜け止め部品	JIS G 四三〇八	（ステンレス鋼線材）
	JIS H 三二六〇	（銅及び銅合金の線）
	JIS H 四〇八〇	（アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管）
	JIS H 五二二〇	（青銅鋳物）

2 消防用結合金具に用いるパッキンの材料は、次の表の上欄に掲げる項目に応じ同表の中欄に掲げる測定方法により測定した値が、同表の下欄に掲げる範囲内又はこれと同等以上の性能を有するものでなければならぬ。この場合において、耐油性及び耐老化性における試験温度及び試験時間は、それぞれ撰氏百度及び七十時間とする。

項 目	測 定 方 法	範 囲	耐老化性	
			[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
硬 さ	J I S K 六二五三一 J I S K 六二五三二 J I S K 六二五三三 J I S K 六二五三四	三十五以上四十五以下 (差込式結合金具) 七十五以上八十五以下 (ねじ式結合金具)	[略]	[略]
硬 さ 変 化	J I S K 六二五七	プラス十五以内	[略]	[略]

第三章 大量送水用差込式結合金具及び大容量泡放水砲用差込式結合金具

(表示)

第二十一条 大量送水用差込式結合金具及び大容量泡放水砲用差込式結合金具には、次に掲げる事項を容易に消えないように表示しなければならない。

一 〇三 [略]

四 装着する大量送水用ホース又は大容量ホースの呼び径 (ホース規格省令第二条第三号の二)に規定する呼び径をいう。)

五 [略]

五の二 大量送水用差込式結合金具にあっては、次に掲げる事項

イ 大量送水用差込式結合金具である旨の表示

ロ 大量送水用ホースのジャケット (ホース規格省令第二条第八号に規定するジャケットをいう。次号ロ、第二十六条第五号の二ロ及び第六号ハにおいて同じ。)の劣化を防ぐ

ための処置がされている大量送水用ホースのみを装着するものにあつては、その旨の表

示

六 大容量泡放水砲用差込式結合金具にあっては、次に掲げる事項

2 [同上]

項 目	測 定 方 法	範 囲	耐老化性	
			[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	J I S K 六二五三	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]

第三章 大容量泡放水砲用差込式結合金具

(表示)

第二十一条 大容量泡放水砲用差込式結合金具には、次に掲げる事項を容易に消えないように表示しなければならない。

一 〇三 [同上]

四 装着する大容量ホースの呼び径 (ホース規格省令第四条第二項に規定する呼び径をいう。)

五 [同上]

[新設]

六 大容量泡放水砲用差込式結合金具である旨の表示



<p>四 装着する大量送水用ホース、大容量ホース又は大容量吸管の呼び径（ホース規格省令第二条第三号の二又は吸管規格省令第二条第三号に規定する呼び径をいう。）</p> <p>五 「略」</p> <p>五の二 大量送水用ねじり式結合金具にあつては、次に掲げる事項</p> <p>イ 大量送水用ねじり式結合金具である旨の表示</p> <p>ロ 大量送水用ホースのジャケットの劣化を防ぐための処置がされている大量送水用ホースのみを装着するものにあつては、その旨の表示</p> <p>六 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具にあつては、次に掲げる事項</p> <p>イ 大容量吸管用のものにあつては、「吸」の文字</p> <p>ロ 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具である旨の表示</p> <p>ハ 大容量ホースのジャケットの劣化を防ぐための処置がされている大容量ホースのみを装着するものにあつては、その旨の表示</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>（準用）</p> <p>第二十七条 第十二条第一項及び第二項、第十三条、第十五条、第十六条第一項、第十七条から第二十條まで並びに第二十四條の規定は、大量送水用ねじり式結合金具について準用する。</p> <p>2 第十二条から第二十條までの規定は、大容量泡放水砲用ねじり式結合金具について、準用する。</p> <p>3 前二項の場合において、第十二条第一項及び第二項中「二倍」とあるのは「二倍（第二十条第五号の二ロ、第六号ロ、第二十六条第五号の二ロ又は第六号ハの表示をするものにあつては、一・五倍）」と、第十五条中「千回」とあるのは「百回」と、第十八条中「吊架」とあるのは「吊钩架」と読み替えるものとする。</p>	<p>四 装着する大容量ホース又は大容量吸管の呼び径（ホース規格省令第四条第二項又は吸管規格省令第二条第三号に規定する呼び径をいう。）</p> <p>五 「同上」</p> <p>〔新設〕</p> <p>六 大容量吸管用のものにあつては、「吸」の文字</p> <p>七 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具である旨の表示</p> <p>八 大容量ホースのジャケットの劣化を防ぐための処置がされている大容量ホースのみを装着するものにあつては、その旨の表示</p> <p>（準用）</p> <p>第二十七条 第十二条から第二十條までの規定は、大容量泡放水砲用ねじり式結合金具について準用する。この場合において、第十二条第一項及び第二項中「二倍」とあるのは「二倍（第二十六条第八号の表示をするものにあつては、一・五倍）」と、第十五条中「千回」とあるのは「百回」と、第十八条中「吊架」とあるのは「吊钩架」と読み替えるものとする。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>
--	---

備考 表中の「」及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

1 この省令は、令和七年 月 日から施行する。

2 この省令の施行の日前に消防法第二十一条の十六の四第一項の規定により総務大臣に届出を行った消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具については、改正後の消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令の規格に適合する消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具とみなす。





## ○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第四号ハニ（二）及び平成十六年消防庁告示第九号（消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に依じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式）第二の規定に基づき、蓄電池設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第二号）及び昭和五十年消防庁告示第十四号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式）の一部を次のように改正する。

令和七年 月 日

消防庁長官 池田 達雄

第一条 蓄電池設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第一趣旨

この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第四号ハ（二）に規定する蓄電池設備の構造及び性能の基準を定めるものとする。

第二 構造及び性能

一 「略」

二 蓄電池設備の蓄電池の構造及び性能は、次に定めるところによる。

（一）鉛蓄電池は、自動車用以外のもので、次のいずれかに該当するもの又はこれらと同等以上の構造及び性能を有するものであること。

イ J I S（産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）C八七〇四一一（据置鉛蓄電池第一部ペント式）に適合するもの

ロ 「略」

ハ J I S C八七〇二一一（小形制御弁式鉛蓄電池第一部）、J I S C八七〇二一二（小形制御弁式鉛蓄電池第二部）及びJ I S C八七〇二一三（小形制御弁式鉛蓄電池第三部）に適合するもの

（二）アルカリ蓄電池は、次のいずれかに該当するもの又はこれらと同等以上の構造及び性能を有するものであること。

イ J I S C八七〇五（密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池）に適合するもの

ロ・ハ 「略」

ニ 国際電気標準会議規格六一九五一一二（密閉型ニッケル・水素蓄電池）又はJ I S C八七〇八（密閉型ニッケル・水素蓄電池）に適合するもの

三 蓄電池設備の充電装置の構造及び性能は、次に定めるところによる。

（一）〜（七） 「略」

（八）充電装置にその定格出力電圧で定格出力電流を流した場合、温度計法（直交変換装置を有する蓄電池設備に設けるトランスにあつては、抵抗法）により測定した各測定箇所の上昇温度が、次の表で定める値を超えないものであること。

	測定箇所	温度上昇値（度）
「略」	「略」	「略」
直交変換装置	ダイオード及びトランジスタ	百十
「略」	「略」	「略」

第一 「同上」

この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第四号ハ（八）に規定する蓄電池設備の構造及び性能の基準を定めるものとする。

第二 「同上」

一 「同上」

二 蓄電池設備の蓄電池の構造及び性能は、次に定めるところによる。

（一）鉛蓄電池は、自動車用以外のもので、次のいずれかに該当するもの又はこれらと同等以上の構造及び性能を有するものであること。

イ J I S（産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）C八七〇四一一（据置鉛蓄電池第一部ペント形）に適合するもの

ロ 「同上」

ハ J I S C八七〇二一一（小形制御弁式鉛蓄電池第一部）、J I S C八七〇二一二（小形制御弁式鉛蓄電池第二部）及びJ I S C八七〇二一三（小形制御弁式鉛蓄電池第三部）に適合するもの

（二）アルカリ蓄電池は、次のいずれかに該当するもの又はこれらと同等以上の構造及び性能を有するものであること。

イ J I S C八七〇五（密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池）に適合するもの

ロ・ハ 「同上」

ニ 国際電気標準会議規格六一九五一一二（密閉型ニッケル・水素蓄電池）に適合するもの

三 蓄電池設備の充電装置の構造及び性能は、次に定めるところによる。

（一）〜（七） 「同上」

（八）充電装置にその定格出力電圧で定格出力電流を流した場合、温度計法（直交変換装置を有する蓄電池設備に設けるトランスにあつては、抵抗法）により測定した各測定箇所の上昇温度が、次の表で定める値を超えないものであること。

	測定箇所	温度上昇値（度）
「同上」	「同上」	「同上」
「同上」	ダイオード及び絶縁ゲートバイポーラトランジスタ	「同上」
「同上」	「同上」	「同上」

<p>四〇六 (九) 「略」</p>	<p>四〇六 (九) 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

第二条 昭和五十年消防庁告示第十四号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>別表第 25 非常電源（蓄電池設備）の点検の基準</p> <p>1 機器点検</p> <p>次の事項について確認すること。ただし、(3)から(5)までの事項の確認については、充電装置及び逆変換装置を併用するものにあつては(3)及び(4)、直交変換装置を用いるものにあつては(5)について確認することをもつて足りる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>充電装置</u> ア～サ [略]</p> <p>(4) <u>逆変換装置</u> ア～キ [略]</p> <p>(5) <u>直交変換装置</u> ア～ケ [略]</p> <p>(6)～(11) [略]</p> <p>2 総合点検 [略]</p>	<p>別表第 25 非常電源（蓄電池設備）の点検の基準</p> <p>1 機器点検</p> <p>次の事項について確認すること。</p> <p>(1)・(2) [同左]</p> <p>(3) <u>充電装置</u>（ナトリウム・硫黄電池及びリドックスフロー電池を除く。） ア～サ [同左]</p> <p>(4) <u>逆変換装置</u>（ナトリウム・硫黄電池及びリドックスフロー電池を除く。） ア～キ [同左]</p> <p>(5) <u>直交変換装置</u>（ナトリウム・硫黄電池及びリドックスフロー電池に限る。） ア～ケ [同左]</p> <p>(6)～(11) [同左]</p> <p>2 総合点検 [同左]</p>
備考 表中の「」の記載は注記による。	

附 則

この告示は、令和七年 月 日から施行する。

## 規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令及び消防法施行規則の一部を改正する省令等

規制の名称：閉鎖型スプリンクラーヘッド、動力消防ポンプ、消防用ホース及び消防用結合金具の基準の緩和

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：総務省消防庁予防課

評価実施時期：令和7年3月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

ii

(該当理由)

- ・閉鎖型スプリンクラーヘッド、動力消防ポンプ、消防用ホース及び消防用結合金具（以下「閉鎖型スプリンクラーヘッド等」という。）の技術上の規格については、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和 40 年自治省令第 2 号）、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和 61 年自治省令第 24 号）、消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成 25 年総務省令第 22 号）及び消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成 25 年総務省令第 23 号）の各省令（以下「各規格省令」という。）において規定されており、新たな技術開発に係る閉鎖型スプリンクラーヘッド等についても、基準の特例として認められている。今般の改正においては、この基準の特例として認められた閉鎖型スプリンクラーヘッド等の使用実績が増加していることを踏まえ、各規格省令に基準の特例の規定内容を取り入れ、位置付けることとしている。
- ・また、国内において技術上の規格が定められていなかった新たな形状等の閉鎖型スプリンクラーヘッド等について、国際的な基準を取り入れ、各規格省令において位置付けることとしている。
- ・したがって、今般の改正は、既に特例的に認められている、又はこれまで技術上の規格が設けられていなかった消防用機械器具等を各規格省令上明確に位置付けるものであり、規制対象者の経済的負担に対して、直接的に影響を及ぼすものではない。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	<p>規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①)</p> <p>※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。</p>
ii	<p>規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)</p>

## 1 規制の必要性・有効性

### 【緩和・廃止】

#### <法令案の要旨>

- ・従来特例的に承認してきた閉鎖型スプリンクラーヘッド等を各規格省令に位置付けるとともに、国内において技術上の規格が定められていなかった新たな形状等の閉鎖型スプリンクラーヘッド等について、国際的な基準を採り入れるもの。

#### <規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- ・今般、従来特例的に認められてきた閉鎖型スプリンクラーヘッド等の使用実績が増加しているとともに、国際的に新たな形状等の閉鎖型スプリンクラーヘッド等が開発されているため、これらの円滑な普及に資するよう、各規格省令に位置付けることとする。

#### <必要となる規制緩和・廃止の内容>

- ・従来特例的に承認してきた閉鎖型スプリンクラーヘッド等及び国内において技術上の規格が定められていなかった新たな形状等の閉鎖型スプリンクラーヘッド等について、各規格省令において位置付けることとする。

## 2 効果（課題の解消・予防）の把握

### 【緩和・廃止】

- ・各規格省令における基準の特例は、当該特例に基づく閉鎖型スプリンクラーヘッド等の製造を希望する者による申請に基づいて、総務大臣が個別に認めることとなっている。したがって、今般、各規格省令において技術上の規格が明確化されることにより、従来特例的に承認してきた閉鎖型スプリンクラーヘッド等について、基準の特例に係る個別の申請が不要になり、新たな製造者による参入が容易になる等、更なる普及につながる効果が見込まれる。
- ・国内において技術上の規格が定められていなかった新たな形状等の閉鎖型スプリンクラーヘッド等についても、各規格省令において技術上の規格が明確化されることにより、当該閉鎖型スプリンクラーヘッド等の製造が容易になることが期待され、普及につながる効果が見込まれる。
- ・なお、事後評価の際には、これらの閉鎖型スプリンクラーヘッド等の普及状況を把握した上で検証を行う。



### 3 負担の把握

#### 【緩和・廃止】

##### <規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・今般の改正は、既に特例的に認められている、又はこれまで技術上の規格が設けられていなかった消防用機械器具等を各規格省令上明確に位置付けるものであり、全体として、製造者が製造することができる閉鎖型スプリンクラーヘッド等の種類を拡大するものであることから、製造者に新たな負担を負わせるものではない。
- ・なお、今般の改正省令の施行の際に、現に型式承認を受けている閉鎖型スプリンクラーヘッド等に係る型式承認は、改正省令による改正後の規格省令等による型式承認とみなす等、所要の経過措置を設けることとしている。

##### <行政費用>

- ・今般の改正は、消防本部等の事務に影響を与えるものではない。

### 4 利害関係者からの意見聴取

#### 【緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

##### <主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・閉鎖型スプリンクラーヘッドについて、有効散水半径 2.8mのもの等に関する規定の整備を行うとともに、国際的な基準に従い、標示温度の表示方法に関する基準を緩和すべきとの意見があった。
- ・動力消防ポンプについて、ポンプ駆動用の機関に係る電動機の規定の整備が必要との意見があった。
- ・消防用ホース及び消防用結合金具について、大量送水用に係る規定の整備が必要との意見があった。

##### <関連する会合の名称、開催日>

日本消防検定協会が設置し、消防庁予防課がオブザーバーとして参加した以下の会合において、製造者等から意見聴取を行った。

- ・消防用機械器具等規格研究委員会（令和6年7月8日、9月30日）
- ・消火設備規格研究専門部会（令和6年8月22日）
- ・放水器具規格研究専門部会（令和6年8月22日）
- ・動力消防ポンプ等規格研究専門部会（令和6年8月29日）

##### <関連する会合の議事録の公表>

- ・公表していない。

### 5 事後評価の実施時期

#### 【緩和・廃止】

- ・施行後概ね5年以内に事後評価を実施予定。